

事 務 連 絡

令和2年3月27日

各介護保険事業所 管理者 様

山形市福祉推進部指導監査課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る山形市における具体的な取扱いについて」の延長について

平素より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る山形市における具体的な取扱いについて」（令和2年3月6日付山形市福祉推進部指導監査課長事務連絡）については、令和2年3月末日までの取扱いとしていましたが、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染予防等に引き続き警戒が必要な状況が続いていることから、取扱いを令和2年5月末日まで延長します。

なお、上記通知後に、厚生労働省等から関連する通知等が発出された場合は、その取扱いによることとしていましたが、上記通知中4(2)アに関して通知がありましたので、下記のとおり取扱いを変更します。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防にご協力よろしく申し上げます。

記

**【変更点】**

当該通知4(2)アに関して、居宅介護支援における退院・退所加算については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」（令和2年3月26日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）のとおり、面談以外の方法によることも可能とします。